

Ⅲ 組織・運営の見直しに係る当初案

法人名	高齢・障害・求職者雇用支援機構
-----	-----------------

見直し項目	組織・運営の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	備考〔補足説明〕
1. 不要資産の国庫返納	① 富士見職員宿舎については、隣接する富士見第2職員宿舎(旧能開機構からの移管資産)の現入居者退去後、速やかに一体的に売却等の手続きを行い国庫納付する。 ② 譲渡等が完了した雇用促進住宅については、速やかに国庫納付する。 ③ 職業能力開発総合大学校(相模原校)の敷地については、平成25年度以降に売却し国庫納付する。 ④ その他、保有する資産について、引き続き、その必要性を厳しく検証を行い、不要資産については処分する。 『基本方針:岩手1号職員宿舎及び富士見職員宿舎については、職員の退去後、速やかに国庫納付する(23年度以降実施)。雇用促進住宅を国庫納付する(保有数1,429住宅)(33年度までに実施)。職業能力開発総合大学校(相模原校)の敷地を売却し、国庫納付する(25年度以降実施)。』	「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)における「岩手1号職員宿舎及び富士見職員宿舎については、職員の退去後、速やかに国庫納付する(23年度以降実施)。雇用促進住宅を国庫納付する(保有数1,429住宅)(33年度までに実施)。職業能力開発総合大学校(相模原校)の敷地を売却し、国庫納付する(25年度以降実施)。」との指摘を踏まえ、所要の措置を講ずることとする。
2. 事務所等の見直し	○ 各地方施設の利用者ニーズ、利便性、コスト等を総合的に勘案し、可能な限り、高齢・障害者雇用支援センターの職業訓練支援センター(職業能力開発促進センター)への移転等による施設の集約化を進める。	平成23年10月に雇用・能力開発機構から職業能力開発業務等が移管されたことを契機に、改めて効果的・効率的な地方施設の体制について、それぞれの施設の利用者ニーズ、利便性、コスト等を総合的に勘案・検討し、経費節減・効率化に取り組むこととしている。
3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	○ 平成22年4月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行する取組を、引き続き着実に推進するとともに、一般競争入札等であっても1者応札・応募となった契約については、平成21年7月に策定した「「1者応札・1者応募」に係る改善方策について」に基づき、引き続き改善に向けた取組を推進する。	コストの削減や透明性を図る観点から、引き続き改善に向けた取組を推進する必要がある。
② 契約に係る情報の公開	○ 「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号)や「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室長)に基づき、契約に係る情報の公開を引き続き推進する。	契約の透明性確保の観点から、引き続き情報公開を推進する必要がある。
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等		雇用促進住宅の管理運営については、平成20年度以降は随意契約を見直し、競争性のある入札方式に移行し、事務管理費を除くその他業務費については、すべて精算を行っているため、過剰な剰余金が生じる構造とはなっていない。

(参考)基本方針の関連部分
石川障害者職業センター跡地及び旧三重障害者職業センターを国庫納付する。(23年度中に実施)
岩手1号職員宿舎及び富士見職員宿舎については、職員の退去後、速やかに国庫納付する。(23年度以降実施)
雇用促進住宅の運営に係る利益剰余金(平成21年度末約576億円)については、平成23年度当初に必要な資金額を算出することにより、早急に納付額を確定し、国庫納付する。 なお、国庫納付に伴い、業務の効率化等あらゆる努力を行っても、なお将来事業に必要な資金が不足した場合には、必要な措置を講ずる。(23年度中に実施)
国際能力開発支援センターの廃止に伴い、運営委託契約の精算業務を行い、委託先に留保されていた剰余金等(平成21年度末約5億円)については早急に引渡額を確定し、国庫納付する。(23年度中に実施)
国際能力開発支援センターほかを国庫納付する。(22年度中に実施)
佐賀職業能力開発促進センター本庄職員宿舎ほかを国庫納付する。(23年度以降実施)
雇用促進住宅を国庫納付する(保有数1,429住宅)。(33年度までに実施)
職業能力開発総合大学校(相模原校)の敷地を売却し、国庫納付する。(25年度以降実施)
○国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。
○不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。
○本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。
雇用・能力開発機構の廃止法の施行後に本部を移転し、速やかに集約化を図る。(23年度以降実施)
○国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。
○東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。
○海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。
○職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。
○本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。
○各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。
○独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。
○各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。

見直し項目	組織・運営の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	備考〔補足説明〕	(参考)基本方針の関連部分
④ 調達の見直し	○ 機構の基幹ネットワークシステムに係る保守・運用管理の委託業務については、公共サービス改革法に基づく民間競争入札を実施することとし、契約期間は、平成29年4月から平成34年3月の5年間とする。 『閣議決定：(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構基幹ネットワークシステムに係る保守・運用管理の委託業務について、民間競争入札を実施する。【契約期間】平成29年4月から平成34年3月の5年間』	「公共サービス改革基本方針」(平成24年7月24日閣議決定)において、同業務が新たに対象となったことを踏まえ対応。	○各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの削減を図る。 特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア)調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ)調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ)価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。 ○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。 ○「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。
4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化	○ 総人件費については、国家公務員の給与改定を踏まえ、引き続き抑制に努める。 ○ ラスパイレス指数については、給与水準の適正化の観点から、引き続きその改善に取り組むとともに、その取組状況について公表する。	平成22年度において、在職地域・学歴構成による要因を勘案した対国指数は100.0ポイントとなったが、平成24年4月1日に本部事務所が東京都特別区から千葉市へ移転したことにより、地域・学歴勘案で110.0ポイントとなった。 今後は、新機構として、平成24年度に対国家公務員指数を年齢勘案で103ポイント程度、年齢・地域・学歴勘案で105ポイント程度とすることを目標として、昇給号俸数の抑制等の措置を講じたところであるが、引き続き、給与水準の適正化の観点から、その改善に取り組む必要がある。	○独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。 ○国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。 ○給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。
② 管理運営の適正化	① 管理部門(本部)について、更に▲19名のスリム化に取り組む。 ※ 統合時(H23.10)に▲20名のスリム化を実施。 ② 地方組織について、管理系システムの統合等と併せ、高齢・障害者雇用支援センターと職業訓練支援センターの管理事務処理体制の一元化を図る。	管理部門(本部)については、法人統合時に▲20名のスリム化を実施。更に統合後3年以内に▲19名のスリム化に取り組む(厚生労働省事業仕分けを踏まえた改革案)。 また、地方組織について、管理事務処理体制の一元化等に取り組む。	○業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。 ○法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。 ○事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。 ○組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。
5. 自己収入の拡大		職業能力開発総合大学校及び職業能力開発大学校等で実施する指導員訓練及び高度技能者養成訓練(学卒者が対象)については、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令に定める標準額に準じて設定しており、標準額が変更された場合は、同様の措置を講じることとしている。	○特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。 ○協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。 ○出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。
6. 事業の審査、評価		○ 適正な業務の推進に資するため、外部の学識経験者及び専門家等により構成される外部評価委員会を設置し、業務実績について評価を行っている。 ○ 当該委員会における評価結果等については、業務内容の透明性を高め、業務内容の充実を図る観点から、ホームページ等において公表している。	○複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。 ○中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。
7. その他			

(注)「(参考)基本方針の関連部分」に記載のもののうち、「基本方針」中の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に掲げられている事項については、先頭に「○」を付けている。